

第2期子育て未来応援プラン「あしや」(原案)に係る市民意見募集(報告)

募集期間:令和元年12月16日(月)～令和2年1月24日(金)

提出件数:12名 56件

取扱区分:A(意見を反映)5件, B(実施にあたり考慮)0件, C(原案に考慮済み)1件, D(説明・回答)50件

■計画全般について(5件)

NO.	該当箇所	頁数	受付NO.	取扱区分	市民からの意見	市の考え方
1	概要版	—	4	D	<p>市民意見募集にあたって、説明会の開催、概要版の発行などについては、市民に意見を求めようとする姿勢の表れとして歓迎します。残念ながら説明会には参加できませんでした。</p> <p>「概要版」については「期待はずれ」です。</p> <p>130ページ以上にもなる計画原案に対して、概要版は正味5ページなのでムリもないかもしれません、概要版を読んでも、ほとんど具体的なことはわかりません。</p> <p>例えば、概要版の4、5ページには「平成30年度実績」や「令和6年度の確保方策」が記載されています。</p> <p>一方、本体の12～16ページには「平成27～30年度の目標値・推計値と評価」があります。</p> <p>せめて、概要版と本体との関係が分かるような工夫をしていただければ、と思います。</p>	<p>いただいたご意見は、概要版に関する内容であり、本計画に対するものではありませんが、市の考え方は次のとおりです。</p> <p>計画書本編は非常にページ数が多いため、パブリックコメント時点での公表している概要版におきましては、本編の大きな枠組みをお示しております。第1期計画と同様に、3月の計画策定時点での再概要版を作成予定ですので、本編との関係性が理解しやすくなるよう工夫いたします。</p>
2	第1章 計画の策定にあたって (1)社会動向 P.2	4		D	<p>「計画原案」のいくつかの内容について意見を述べます。「子育て」という、たいへん多岐にわたる課題なので、私がとくに関心をもつ部分に限った意見であることをご了解ください。</p> <p>2ページの「社会動向」以下の文章には、「急速な少子化」について「深刻…懸念」とは書かれていますが、それ自体をなんとかしようとの意志がみえないのです。根本的には国のあり方に問題があるとしても、地域社会の未来を考えて「子育てしやすい芦屋」としてアピールし、子育て世代が集まつくるような「計画の魂」が見えてこないので</p>	<p>本計画では、様々な社会情勢の変化を踏まえ、基本理念で掲げる「みんなで育てる芦屋っ子」を実現するため、4つの基本的な視点と4つの基本目標を定め、各目標の施策の方向を掲げています。具体的な施策につきましては、第4章子ども・子育て支援施策の推進方策において、施策の方向に紐づく関連事業を掲載しております。今後も、各事業を実施する中で、より一層子育て環境の充実等の取組を推進してまいります。</p>
3	第1章 計画の策定にあたって (1)社会動向 P.2	9		D	<p>全体に何をどうしようとしているのか(少子化には止めをかけられる市にどうやってしていくか)具体的なことがわからない。これからこうやると聞きたい。</p>	
4	第3章 計画の基本的な考え方 1 基本理念 P.48	4		D	<p>48ページには「基本理念」が書かれています。「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という基本認識とあります。一般論としてあながち否定はしませんが、これは「行政は何をするか」の計画です。社会全体で進行する格差拡大・貧困化、そして福祉の後退の中で、「子育ての責任をどれと言われてもどうせえと言うの？」と問わざるを得ない現実があります。ことさらに「第一義的責任」を説くことは、もっとも苦しい思いを持つて暮らしている父母や保護者に肩身の狭い思いをさせるだけではないですか。余計なお説教はせずに、市民に寄りそう姿勢を示してください。</p>	<p>子ども・子育て支援法の基本理念には、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する」とあり、本計画は、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援するため、「みんなで育てる芦屋っ子」を基本理念として、アンケート調査や芦屋市子ども・子育て会議における様々な立場の方々のご意見等から、地域全体で子育てをするという視点に立ち、原案をまとめております。今後も、子どもと保護者に寄り添いながら、子育て支援施策を推進してまいります。</p>
5	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-134	7	D	<p>各事業のニーズ予測と提供量の目標設定について</p> <p>説明会において、国の提示した手法によって事前アンケートを基に算出したとの説明でしたが、算出されたニーズと実際の数値との間に乖離が生じる可能性については予想されるだけでなく第1期の結果からも明らかです。算出数値ありきではなく、子育て世代の呼び込みや、大きな信頼を得ている芦屋の幼児教育保育の質の堅持など、芦屋市として目指す街のあり方が表れた事業計画及び数値目標であってほしいと考えます。</p>	<p>ニーズ量の算出や補正については、国から示されている考え方沿って行っており、ニーズ量と実態に大きな乖離が生じないよう、第1期計画の実績値の推移の傾向等を踏まえて設定しています。</p> <p>今後、各事業において、施策の方向性に基づき提供量及び質の確保を推進してまいります。</p>

※受付NO.は質問者ごとに付番しており、番号が同じものは同一人物の意見です。

■子ども・子育て支援施策について(9件)

NO.	該当箇所	頁数	受付NO.	取扱区分	市民からの意見	市の考え方
6	第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策	基本目標3 施策の方向3 P.78	4	D	78ページの「児童虐待防止対策の推進」のなかには「法改正等更なる体制の強化が求められています」とあります。「国に求めます」なのでしょうか?「国に求めつつ、本市としても可能な強化をはかる」のでしょうか?喫緊の強化の方向を明確にしてください。	平成31年3月の関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」が決定され、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置するなどの体制強化を進めることができます。本市におきましても、令和2年4月に「子ども家庭総合支援拠点」を開設し、相談・支援体制の更なる強化を図ってまいります。
7	第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策	基本目標3 施策の方向3 P.78	4	D	「公報・啓発の充実」で間に合うような事態ではありません。「総合支援拠点」には、必要な人材の配置が保障されるのでしょうか?	令和2年4月に開設する「子ども家庭総合支援拠点」には、国が定める要件を満たす子ども家庭支援員及び虐待対応専門員を配置する予定です。
8	第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策	P.54-P.88	7	D	2歳未満児については家庭での育児の経済的な支援や家庭での子育てをより安心して楽しめる環境を充実して、育児休業の取得を選ぶことが可能になるための施策を望みます。	第4章基本目標1「家庭における子育てへの支援」の施策の方向1「多様な子育て支援サービス環境の整備」の施策の方向性において記載しております、身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まる場所を増やし、多種多様な子育ての情報を提供するとともに、子育ての楽しさを感じてもらえるような家庭を支える仕組みを築く等、第4章各項目において施策の方向性や実施事業を記載しております。
9	第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策	基本目標2 施策の方向1 P.67-P.70	1	A	子ども・子育て関連3法で目指しているものの1つに保育・教育の質の改善とあります。 「認定」施設であることが必ずしも質を保障するわけではないので、保育の質を適切な指標で測定し、それを目標として設定することを検討していただけますでしょうか。なお、適切な指標というのは、研修をしたとか保護者へのアンケートとかで測定できるものではないと思います。 保育の量だけでなく、すべての地域で質を向上させていくことが、芦屋で育つこどものためにもなると思いますし、こどものいる家庭を呼び込むことにもつながると思います。	本計画において目標設定する対象は、国から示された指針に基づき第5章の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業としておりますが、保育の質については、これまで、市立幼稚園・保育所において、公開保育を積極的に行なうなど、質の向上に努めております。また、国から示された「保育所における自己評価ガイドライン」等を参考に、職員自身が日々の保育内容を振り返ることができる「芦屋市 保育の質の評価」のチェックシートを作成しましたので、今後、市内の教育・保育施設等で活用する予定であり、適時見直しを行い、認可外保育施設にも広げてまいります。 なお、いただいたご意見を踏まえ、第4章基本目標2「子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供」-施策の方向1「就学前教育・保育の体制確保」の関連事業No.6に「教育・保育施設への巡回訪問及び保育の質の評価」として、次のとおり加筆します。 【修正箇所】 基本目標2-施策の方向1 関連事業No.6 事業名:教育・保育施設への巡回訪問及び保育の質の評価 担当課:子育て推進課 事業内容:市職員が定期的に各施設を訪問し、保育内容や環境等について意見交換・助言等を行う。また、「芦屋市 保育の質の評価」のチェックシートを活用し、保育の質の向上を目指す。 (現、No.6, 7, 8を繰り下げ)
10	第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策	基本目標2 施策の方向1 P.67-P.70	8	A	保育の質について(子どもは安全で健やかに育つ施設) 2015年以前は、認可外保育所、認可保育所(公立、社会福祉法人)、幼稚園(公立、民間一社会福祉法人、宗教法人、学校法人)と施設の種類は単純でかつ、質も横並びであった。 ところが、国が保育を成長産業と位置付し、施設と保護者が直接契約する小規模保育事業(0~2才)、こども園(保育部門、幼稚園部門一体)が生まれ、さらに、小規模及び認可保育所では、株式会社参入が認められ、社会福祉法人も保育士人件費を次期保育園新設準備資金等への流用が認められる等企業化が進み、県内でも、補助金問題、給食等保育の質切り下げの事件が起きた。残念ながら全国的にもこのような保育の質に関わる事件、最悪の場合、突然の廃園が起きている。 原案では、これらの保育の質にかかる分析と対応が欠落している。加えて、昨年10月から開始された無償化対象施設に認可外施設も含まれ保育の質低下対策もない。行政の怠慢である。以下危惧される問題点を明らかにする。	
11	第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策	基本目標2 施策の方向1 P.67-P.70	7	A	親がそれぞれの望む形で子育てできること、公立民間共に保育の質が保障されるような施策をすすめることが「すべての子どもの育ちを支える」ことにつながると考えます。	
12	第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策	基本目標2 施策の方向1 P.67-P.70	9	A	保育の場合は企業間競争の儲け場にしてはならないところです。 公けが、保育の質を保障していってほしい。芦屋市は市の行政として民間に投げず、責任もってほしい。	
13	第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策	基本目標2 施策の方向1 P.67-P.70	8	A	認可外施設について 兵庫県と共同し、企業主導型保育園を含む認可外施設の立ち入り調査、指導を行い、市民にその結果を公表し、子どもの安全を確保すること。	認可外保育施設等に対する監査・公表につきましては、兵庫県との連携をより一層強化し、指導等を実施してまいります。 なお、いただいたご意見を踏まえ、第4章基本目標2「子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供」-施策の方向1「就学前教育・保育の体制確保」の施策の方向性に次のとおり加筆します。 【修正箇所】 基本目標2-施策の方向1 【施策の方向性】最終段落 その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより、子どもの健やかな成長を支援するとともに、定期的な教育・保育施設等への指導監査を実施します。 (下線部分:加筆部分)
14	第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策	基本目標2 施策の方向1 P.67-P.70	9	D	当初、浜風幼稚園跡に誘致した事業者選定について「反省」がない。現場で働く保育士の「働かされ方」がひどいかどうか、保育士の賃金に正当にまわされているかどうか。保育の質の保障の最低条件が保育士の賃金の保証がされているかだと思う。 保育士の人事費が新設準備資金への流用のないよう監査するしくみをつくってもらいたい。	会計面の監査につきましては、法令・通知を基に公認会計士等の助言も踏まえて実施しております。

※受付NO.は質問者ごとに付番しており、番号が同じものは同一人物の意見です。

■教育・保育について(26件)

NO.	該当箇所	頁数	受付番号	取扱区分	市民からの意見	市の考え方
15	第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策	基本目標2 施策の方向1 P.67-P.70	4	D	67ページの「施策の方向性」では『市立幼稚園・保育所のあり方』の取り組みを着実に進めています」とあります。しかし、前市政以来の問題として、この「あり方」そのものが、市民の意見を聞かず、国の誘導する方向に無批判に従って乱暴な幼保統廃合などを強行してきたものです。「あり方」自体を謙虚に見直してもらいたいと思います。	「市立幼稚園・保育所のあり方」につきましては、平成29年2月13日に公表後、保護者や地域住民の方への説明会等を通じ、様々なご意見をいただき、「あり方」をよりよいものとするため、一部変更を行ったものです。 待機児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組を着実に進めまいります。
16	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	9	D	今までの「あり方」は見直すべき。	
17	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	5	D	待機児童(1~2歳)の対策として潮見幼稚園の空き教室を活用して保育施設を作つはどうか。	1・2歳児の待機児童の対応には、11時間の保育や給食の提供等を必要とするだけでなく、3歳児以後の受皿確保も含めた対策が必要であることから、市立幼稚園の空き教室の活用による対応は困難と考えております。 今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適正な施設整備について検討してまいります。
18	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	7	D	0歳児の提供枠のオーバーや、圏域ごとの過不足のアンバランスを感じます。 過去に、公立幼稚園での3歳児受け入れを行わない理由として芦屋市の幼児教育を支えてきた私立園への影響を繰り返し上げてこられました。一方で、長年にわたって芦屋市の乳児保育を支えてきたのは民間保育園であったと思います。計画段階で市が関与できる定員設定に関して、0歳児枠が本当に必要なのか、長年芦屋市の乳児保育を支えてきた法人の実績と今後の運営は尊重すべきと考えます。	
19	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	7	D	一方で、現状において0歳児の定員割れが多くあるにも関わらず待機が生じています。0歳児受入れ施設を増やすより先に、その理由を分析し適切な対策を講じなくては施設の運営に困難を生じ保育の質の低下につながることが懸念されます。	
20	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	12	D	96ページ～ 芦屋市内の0歳児のニーズ量は、以下の点から実態と乖離していると考えます。 ・少子化・人口減少によって、0歳児そのものが減っていること(19ページ参照) ・企業が育児休業を取得しやすくなっていること ・育児休業給付金の額が引き上げられ、1年程度の育児休業が取得しやすくなっていること ・保護者の「保活」により、復職を希望しながらも0歳児の入所申し込みを行っているケースがあること 2019年は、市内全域の0歳児定員が143名に対し、実際に4月に入所・入園しているのは80名で、特に4月時点で半数を超える保育園・小規模事業所で0歳児の定員が埋まらずにいたときいています。 0歳児の入園がゼロという民間園も存在して、定員が埋まるには半年以上かかり、その間の保育士の確保など、苦労している事が想像できます。 逆に3歳児は4月時点ですべての保育所・保育園の定員が埋まっています。 待機児童解消の必要性は理解しますが、本当に必要なのは1歳児や3歳児の受け入れ先ではないかと考えます。 上記の内容は、第2期子育て未来応援プラン「あしや」を策定するにあたり、考慮されるべき内容ではないでしょうか。(要望) 今後、芦屋市内に民間の認定こども園によって0歳児の定員が増える計画ですが、0歳児の受け入れについては既存園の空き状況を考慮し慎重に行う事を要望します。	0歳児の利用定員については、年度当初は定員に空きが生じているものの、年度途中から定員が不足する傾向があることから、今後も0歳児の保育定員の確保は必要であると考えます。 なお、施設整備については、低年齢児のみならず、3歳児以後の受皿確保も含め、各圏域での待機児童の実態や既存施設の定員等も踏まえて、適正に整備してまいります。
21	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	7	D	小規模保育事業所の3歳児以降の連携施設について H27年の制度スタート時の経過措置は5年間でしたが、今回それが先延ばしにされた理由や背景と、今後の方針を教えて下さい。	連携施設を確保する目的のうち、2歳児から3歳児への進級時の受皿確保については、認可を受けた保育施設での2歳児の利用定員数の方が3歳児の利用定員数より多い状況があるなど、連携施設の設定が著しく困難であることから、経過措置を延長したものです。今後については、教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適正な施設整備を行い、連携施設について検討してまいります。
22	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	7	D	実効性のある待機児童解消方策の検討を求めます。 1号、2号認定共に3歳児以上の受け入れを充実して2、3歳児の待機をなくなるための施策を望みます。 復職のタイミングで保育園に入れないと困るという切実な状況や、早い方が保育園に入りやすいという情報、経済的な理由などで、本当はもう少しゆとり家で子どもと過ごしたいけれど保育所に申し込む、という方がおられる状況はこの5年間で改善していません。	令和2年度から令和6年度までの計画期間において、全ての支給認定子どもに関する教育・保育ニーズの量の見込みに対応した提供体制の確保に努めてまいります。

※受付NO.は質問者ごとに付番しており、番号が同じものは同一人物の意見です。

NO.	該当箇所	頁数	受付NO.	取扱区分	市民からの意見	市の考え方
23	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	8	D	小規模保育事業について 現在、市内小規模保育事業は全てA型(要保育士資格)を優先的に選定する基準であるが、これを維持されたい。	実施主体や事業類型を含め、施設整備に関する条件は、公募等の時点における様々な状況を踏まえ適切に判断してまいります。
24	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	8	D	株式会社の参入を認めない 民間認可保育所誘致については、株式会社の参入を排除すること。全国的に株式会社保育園は、儲けを得るために、保育士人件費率を低く抑え、経験の浅い若手保育士を中心に経営している実態がある。何よりも、経営判断で突然の撤退(廃園)も見受けられる。	
25	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	9	D	市は、今までの何度かの説明会で「待機児は0, 1, 2才なんです」「保育所で待機児は解消できません。待機児は子ども園で」と言ってきた。保護者の実態は「家の近くの安心できる保育の質のあるところに入りたいが、そうでない遠くの大規模の安心できるかどうか不明のところに入れるくらいなら保育を延長したい」ではないか。ここなら空いている、と言われてもそこなら保育を延長する、となっているのではないか。 「子ども園で待機児童解消する」は、実態に合っていない。0, 1, 2才の待機児の数は「一応届を出す」「みせかけの数」ではないか。 0, 1, 2才の受け皿を増やす必要はなく、3才から市外に行かなくても芦屋で、に方針を変えるべきではないか。 P.67「3才児の教育ニーズへの対応」がなぜ認定こども園か?	0歳児～2歳児の待機児童は、申請や入所・入園状況から対応が必要なものと考えており、3歳児以降も含め、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心に取り組んでいるところです。 今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適正な施設整備について検討していきます。
26	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	12	D	0歳児が定員を下回った場合は、その分1歳児の受け入れを認めるなど、柔軟な対応で待機児童解消をするよう要望します。	各年齢ごとに定員数が決まっており、各年齢のバランスを考慮すると、1歳児を定員以上に大幅に受け入れをすることは困難であると判断しております。
27	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	2	D	やはり公立幼稚園の3年保育実施を再検討して頂きたいです。 より親が安心して子育てできる環境を整えて頂けることを期待しています。	
28	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	3	D	潮見幼稚園3年保育実施のお願い 潮見幼稚園は年々 園児が減少しています。 潮見地区は他の地区より就労している保護者が多いので3年保育がないと周辺のこども園や幼稚園に流れ厳しい状況です。 岩園だけではなく、潮見も3年保育を実施してください。	
29	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	5	D	全ての公立幼稚園で3年保育を実施して欲しい。	市立幼稚園における3歳児保育については、令和3年4月から岩園幼稚園において試験的に実施してまいります。今後は、3歳児クラスの応募状況等を踏まえ、市立幼稚園での3歳児保育に対するニーズを検証してまいります。
30	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	7	D	全公立幼稚園での3歳児受け入れを望みます。 無償化により、より充実した教育・保育内容での受け入れ枠の確保が何よりも大切です。 市の財政負担を理由とした安易な施設再編は不安であり、責任の放棄であると感じます。 芦屋市の公立園の教育内容や実績は貴重な芦屋市の財産です。国の政策が無償化へ進んだ中、3歳児受け入れが以前にもまして望まれています。3歳児受け入れにより、4・5歳児もより充実した規模の運営になることが予想されます。慎重さよりも適時の決定を望みます。	
31	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	12	D	岩園幼稚園に統いて、他園でも3年保育実施を求める。地元の実績ある保育園の意見を聞き、支援を。	

※受付NO.は質問者ごとに付番しており、番号が同じものは同一人物の意見です。

NO.	該当箇所	頁数	受付NO.	取扱区分	市民からの意見	市の考え方
32	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	3	D	公立幼稚園、潮見幼稚園について芦屋市は今後はどうのようにお考えでしょうか？	
33	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	8	D	<p>市民が主権者として、委任した首長の方針が反映されていない。 第2期子育て未来応援プラン「あしや」(以下、原案という)には、昨年、6月市議会において、いとう市長が「市立幼稚園1園で令和3年4月から試験実施する。原案との整合性を踏まえて検討する」と市政のトップが公の場で意思表示し、また佐藤徳治副市長も、3年保育試行について「幼稚園と認定こども園と保育所で、それぞれ国のいう公定価格も違いますし、そこで実施するサービスの内容も少しずつ違います。これら全てを公立で用意させていただい、豊富な選択肢の中で御選択いただく、子育ての方向性にあわせて御選択をいただくというのも狙いの一つ」(2019年6月民生文教常任委員会)と市立幼稚園の位置付けを明確にしている。</p> <p>ところが、原案には、試行にかかる1園の増員数の計上のみであり、市長、副市長が子育て施設の一つと位置付けた市立幼稚園の在り方にについて一言も触れられていない。 「職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」(地方公務員法第32条)を引用するまでもなく、市職員は、主権者たる市民が委任した市長の方針を具体化するのが任務である。 原案に、これらが一言も触れていないことは、こども・健康部子育て推進課が、トップの方針に従わない、すなわち主権者たる市民の声を無視する市役所機能になっているのではないかと驚愕している。</p>	<p>本計画は、国から示された指針に基づき、第5章の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、アンケート調査から算出した量の見込みに対する提供量の確保方策を記載するものであるため、市立幼稚園の位置付けについては記載しておりません。</p> <p>しかしながら、市立幼稚園には、就学前施設の核としての果たすべき役割や、これまで担ってきた社会的存在意義があると考えておりますので、今後の社会情勢の変化や保護者のニーズ等を見据える中で、一定数は存続させる必要があると考えております。</p>
34	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	8	D	原案は「保護者の就労の関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした市立幼稚園・保育所の在り方の取組を着実に進めていきます」(P67)と市立幼稚園の位置付けが全くされていない。市長、副市長、教育委員会管理部長発言を踏まえ、市立幼稚園の位置付けを明確にすべきである。	
35	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	3	D	明確な答えがなく、毎年精道、朝日ヶ丘、伊勢と公立幼稚園が閉園になっています。 公立幼稚園を残していくたいとお考えでしたら、もっと広報や芦屋のテレビなどの媒体、子供が集まる場所にアピールをしていただきたいです。 前向きな検討をよろしくお願いします。	<p>少子化や保育ニーズの高まりから、園児数が減少していますが、今後も幼稚園合同説明会やオープنسクールなどで周知を図っていきます。</p>
36	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	5	D	この度、子育て未来応援プラン「あしや」について岩園幼稚園での意見を取り纏めました。これらの意見を今後のプランに反映させて頂ければ嬉しく思います。 ・園児が減少している公立幼稚園が心配。	
37	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	7	D	未就学児の教育保育の充実に向けた施設整備について ・公立幼稚園の閉園が記載されていますが、反対です。 3, 4, 5歳児が親子で歩いて通えるところに市の教育施設として公立幼稚園があること、近隣地域の未就園児家庭も園庭開放などで気軽に利用できることが大切で、児童数に応じて集約すべきではありません。	<p>「市立幼稚園・保育所のあり方」につきましては、平成29年2月13日に公表後、保護者や地域住民の方への説明会等を通し、様々なご意見をいただき、「あり方」をよりよいものとするため、一部変更を行ったものです。</p> <p>市立幼稚園における3歳児保育については、令和3年4月から岩園幼稚園において試験的に実施してまいります。今後は、3歳児クラスの応募状況等を踏まえ、市立幼稚園での3歳児保育に対するニーズを検証してまいります。預かり保育の時間延長については、職員の人員体制の整備に伴う財政負担などの問題から、現在のところ大幅な時間延長は難しいと考えておりますが、現行の体制の中で、可能な限り、保護者の皆さまのご要望にお応えしているところです。</p>
38	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	9	D	3才から市立幼稚園のあり方を考え直すべきではないか。3才児から無償になっているのだから。	
39	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	9	D	P.8 上段に(アンケート結果でもあるように) 「市立幼稚園が未就園児とその保護者への子育て支援の充実を図ることができた」とあるように、市内にある8ヶ所の公立幼稚園の支援場所は貴重な存在でこれを大規模にまとめる子ども園化を市民は望んでいない。 市立幼稚園を「3年保育と延長保育 子育て支援の場」に、そして地域の文化交流の場としてキープして芦屋の「子育てやすい町づくり」の売りにしてほしい。	
40	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.95-105	8	D	市立幼稚園での3年保育について 原案では、市立幼稚園の応募数が減少しているとある。昨年6月市議会で岸田太教育委員会管理部長は、「平成30年度、市外の民間幼稚園通園者の内、3歳児が78人いる」と答弁している。市立幼稚園が4、5歳しか受け入れておらず、応募しようにも応募できないのが事実ではなかろうか。この数字は無償化前であり、昨年10月からの無償化により、さらに、市外幼稚園に流れていることは疑いない。原案に、市立幼稚園の応募数が減少している大きな要因が4、5歳に限定していることに大きな要因があると書くべきである。市民を騙す手法は許せない。	<p>ここ数年、市内及び市外の私立幼稚園に就園する幼児は概ね横ばい傾向であり、特に増えている状況ではありません。市立幼稚園の園児数減少の要因は就学前児童の減少や保育ニーズの高まりなどの様々な要因が考えられます。</p>

※受付NO.は質問者ごとに付番しており、番号が同じものは同一人物の意見です。

■地域子ども・子育て支援事業について(11件)

NO.	該当箇所	頁数	受付番号	取扱区分	市民からの意見	市の考え方
41	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.109-112	4	D	109ページの「放課後児童健全育成事業」の項に「アンケート調査」の記述があります。放課後児童クラブに関わる保護者アンケートの結果では、「直営のほうがよい」との明確な評価がでていましたが、この「計画原案」では無視されているようです。この点でも、この間、市が行った強引な民間委託への謙虚な反省と見直しを求めていたいと思います。	
42	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.109-112	9	D	P.109 学童保育 <アンケート調査から見られる現状>に保護者アンケートの結果の記述こそリアルな現状があらわれていたのにそこがはぶかれていることは実態を隠しているのではないかと疑われる。市が強引に民間委託することへの保護者と子どもたちのリアルな声であったはずです。 一教室増やし少しの予算で市の「直営」が可能であるのに、民間への丸投げで市の責任回避に疑問を感じます。直接請求であれだけの声が出たことを無視するプランは誰の方をむいてたてられた計画なのか、子ども、保護者の声をきいたものにしてほしい。 市政の主人公は市民です。	本計画策定にあたり実施したアンケート調査は、国の示すアンケート項目を基にしており、民間委託に関する設問は設けておりませんので、原案には含めておりません。また、事業の一部民営化につきましては、安定的で持続可能な事業を継続させるために実施したものであります。今後は、第5章に記載しておりますとおり、待機児童を出さないよう、ハード面は小学校内を基本に空き教室の活用などを検討し、今後の方向性や確保方策のとおり実施してまいります。
43	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.109-112	11	D	放課後児童クラブの運営が一部民間委託されたことによって公設公営の学級との保育内容の格差が生じている。3年後の委託終了時に公設公営に戻すべきである。	
44	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.109-112	6	D	事業名:放課後児童健全育成事業 子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保証され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。 「基本的な視点」に明記されている上記を実現するために、放課後児童健全育成事業計画及びその実施・運用には以下を反映してください。 ・送迎方式の即時廃止:子どもの心身に計り知れないほどの負担をかけ、隠れ待機児童を増大させる送迎方式は、待機児童に対する有効な施策ではないばかりか、根本的な解決を遅らせ長期にわたって子どもに不利益をもたらします。芦屋市学童保育保護者連絡会との懇談の中で、現市長も送迎方式はやめるべきとの見解を示されました。即刻、自校内での実施を可能にするため施設整備に取り掛かることを盛り込んでください。	
45	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.109-112	7	D	放課後児童健全育成事業について 事業計画において、小学校内での開設を基本に校区ごとに待機を出さない方針が示されたことに感謝します。送迎方式によって隠れ待機を生むことなく、子どもたちの放課後の安全と、育ちを支える放課後及び学校休業日の生活の場の確保のために、基本の方針を教育委員会全体で一致した全市的な課題と位置付けていただきたいと要望します。 小学校単位で待機なしの堅持を強く望みます。	現在は、待機児童対策の一つとして送迎方式を採用しておりますが、第5章に記載しておりますとおり、待機児童を出さないよう、またハード面は小学校内を基本に空き教室の活用などを検討し、今後の方向性や確保方策のとおり実施してまいります。
46	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.109-112	11	D	放課後児童クラブにおいて、待機児童解消のための対策が【他校への送迎】によって行われている、という考え方には間違いである。学校は、学童保育の子どもたちの生活スペースを小学校内に確保する努力をするべきである。	
47	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.109-112	6	D	芦屋市主導の評価・改善体制の徹底:事業責任者はあくまでも市であり、公設であることは、一部運営が民間業者に委託されていても変わりません。現場の現状把握や事業者への指導・改善の実施はもちろん、市の運営方針に則った評価の結果や今後の方向性・運営内容は、事業者任せではなく、市が責任を持って丁寧に保護者に伝え、話し合い、子どもを真ん中にした運営を守っていく必要があります。	今回の業務委託は、一部事業の委託であり、事業責任は市にあります。今後も保護者の方々には方向性や運営について丁寧な説明に努めてまいります。
48	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	P.109-112	6	D	質の維持・向上のための施策の実施:事業計画では、「ニーズ量」に対する「提供量」など、数しか記載がありませんが、質が伴っていないければ、「提供量」は意味をなさない指標です。放課後支援員の待遇改善の働きかけや研修の実施・研修参加の補助など、民営学級についても、事業者任せではなく、市がリードして行ってください。	質の維持及び向上につきましては、事業責任は市にあるものと考えております。また、放課後支援員の待遇改善については、共通の課題として捉え、取り組んでまいります。研修につきましては、必要に応じて、市の実施する研修にも参加させるなど、それぞれの特性を生かしながら、全体の質の向上に努めてまいります。

※受付NO.は質問者ごとに付番しており、番号が同じものは同一人物の意見です。

NO.	該当箇所	頁数	受付番号	取扱区分	市民からの意見	市の考え方
49	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策		P.115-117	2	C 現在1歳児を子育て中の者です。 芦屋市は公園が多く自然豊かで環境が良いところが気に入っていますが、室内で遊ばせられる施設がもう少しあればと感じています。 子育てセンターやこども園なども利用させていただき、お世話になっていますが、山側の地域の方などはアクセスしにくかったりするのではないかと思いますし、その辺りの支援も考えて頂ければ幸いです。	地域子育て支援拠点事業については、第5章に記載しておりますとおり、令和6年度までに山手圏域での実施を予定しております。今後も、圏域別のニーズを踏まえ、より身近な地域で利用できるように検討してまいります。
50	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策		P.118-119	5	D 公立幼稚園の預かり保育の終了時間を午後6時までに延長してはどうか。	預かり保育の時間延長については、職員の人員体制の整備に伴う財政負担などの問題から、現在のところ大幅な時間延長は難しいと考えておりますが、現行の体制の中で、可能な限り、保護者の皆さまのご要望にお応えしているところです。
51	第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策		P.118-119	8	D 既設の市立幼稚園で朝夕の預かり保育を充実し、待機児童解消に公的資源の有効活用の点から市立幼稚園の位置付けをすべきである。	

※受付NO.は質問者ごとに付番しており、番号が同じものは同一人物の意見です。

■その他(5件)

NO.	該当箇所	頁数	受付NO.	取扱区分	市民からの意見	市の考え方
52	その他	—	8	D	原案は3年保育の受け皿を幼保連携型認定こども園とする。しかし、昨年4月開設された市立精道こども園で何が起きたのか。同園幼稚園部保護者から、ひと言で言うならば、これまでの市立幼稚園と異なる幼児教育であるとの不満が出たことについて総括がない。昨年6月民生文教常任委員会で、岸田太教育委員会管理部長は、精道こども園における幼稚園部保護者の不満について、「こども園をつくり上げました。保護者の皆様は幼稚園がそのまま残るというようなイメージをお持ちなのかもわかりませんが、あくまでもこども園です」と幼稚園こども園は別施設であると答弁している。佐藤副市長も、既述のとおり市立幼稚園の必要性を述べている。	いただいたご意見は、市立精道こども園の運営面に関する内容であり、本計画に対するものではありませんが、市の考え方は次のとおりです。 就学前の幼児教育については、施設の形態等により具体的な活動・方法が異なる場合がありますが、質においては異なるものではありません。 なお、市立精道こども園利用者からの様々なご意見につきましては、説明・対応に努めているところです。
53	その他	—	8	D	ブラック社会福祉法人の参入を防ぐために保育士を低賃金で雇用する法人を排除するため選定にあたっては、配置保育士経験年数、保育士人件費率(国基準では7~8割)、利用者の声を聴き取る等きめ細かくチェックすること、及び選定委員へ市民団体の推薦する有識者を入れるなど選定委員会の透明化を図る。	いただいたご意見は、芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会に関する内容であり、本計画に対するものではありませんが、市の考え方は次のとおりです。 事業者選定においては、事業者の状況や提案内容等を含め総合的に審査しており、採点結果を公開するなど透明性の確保を図っております。
54	その他	—	8	D	当初、浜風幼稚園跡に誘致した事業者選定について一切総括がない。一般企業であれば、担当部長、選定委員長は辞任にあたる不始末でありケジメを付ける事案であった。今日に至るも何ら総括がない。当時の担当部長も選定委員長も居座っている。選定委員長は、その後の選定会議で「ハプニングだった」と開き直っている。	いただいたご意見は、芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会に関する内容であり、本計画に対するものではありませんが、市の考え方は次のとおりです。 当該事案は事業者決定後に発覚した法人における不正経理に関する事案であり、事業者選定は適正に行ったものと考えております。しかしながら、当該事案を受け、子育て施設監査指導担当主幹を新設し、運営施設において適切な運営がなされるよう指導監査に取り組んでいるところです。
55	その他	—	9	D	保育所、子ども園の事業者選定について 選定のあり方は点数で決めるためプレゼンテーション経験の豊かなたくさんの支店をもつ園がうまくとっているのではないか、全国展開するような。 この芦屋の地域で長年にわたって信頼を勝ちとり保護者に支えられて「利益優先」でなくよりよい保育の質で市と長く協力してきた施設が「競争」でおとされていっているのではないか。地域での実績を重視して選んでほしい。	いただいたご意見は、芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会に関する内容であり、本計画に対するものではありませんが、市の考え方は次のとおりです。 事業者選定においては、市内・市外を問わず事業者の状況や提案内容等を含め総合的に審査し、よりよい事業者選定に取り組んでおります。 なお、選定においては採点結果が同点となった場合には、市内事業者や市内の運営事業者を優先することとしております。
56	その他	—	10	D	現在、芦屋市都市整備課が募集している「JR芦屋駅南地区的公益施設アイデア」について添付のアイデアを作成しましたので、第2期子育て未来応援プラン「あしゃ」の「みんなで育てる芦屋っ子」に向けた意見としても送せていただきます。 第2期子育て未来応援プラン「あしゃ」の概要、第3章の基本目標(1)～(4)に向けて、子どもや親たちの毎日の食生活を支えながら、さらに交流・助け合いの場として活かされるように芦屋市の取り組みを期待して提案します。(提案資料は、個別事業に対するご提案であったため、掲載は差し控えております。)	いただいたご意見は、個別事業に対するご提案であり、本計画に対するものではありませんが、市の考え方は次のとおりです。 第4章基本目標1「家庭における子育てへの支援」-施策の方向4「親と子の健康づくりの推進」の施策において、相談できる環境整備を進め、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てできるよう努めてまいります。

※受付NO.は質問者ごとに付番しており、番号が同じものは同一人物の意見です。